

I 平成 23 年度の主な動向

県では、平成 22 年 8 月に「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「第Ⅲ期計画」という。）を策定し、県と公社等外郭団体（以下「公社等」という。）がそれぞれの役割及び分担を明確にし、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進に向け取り組んできました。

「第Ⅲ期計画」2年目となる平成 23 年度は、前年度末に発生した東日本大震災の影響により、公社等を取り巻く状況が大きく変化した 1 年となりました。中には、津波被害により通常の運営が困難となった団体もあったことから、それぞれの震災被害の状況を考慮しながら、解散や合併も含めて、改革の推進に努めました。

また、県議会に設置された「県出資団体等調査特別委員会」からは平成 23 年 3 月に調査対象となつた 6 団体※に対し、団体の在り方や改革の方向性に向けた提言が示されていますが、震災からの復旧・復興に向けた団体の役割等も考慮しながら、今後のあり方等について、それぞれ検討が続けられています。

※ 宮城県土地開発公社、(社)宮城県農業公社、(社)宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道(株)、宮城県住宅供給公社

○平成 23 年度の主な動向

| 内 容 | 団 体 名 | 状 况 等 |
|-----|--|--|
| 解 散 | 仙台港流通ターミナル(株) | 東日本大震災の津波被害により、全施設が全損、事業再開の資金調達も困難なため解散 (H23.11.30) |
| | (社)宮城県畜産物価格安定基金協会 | 主要事業であった養豚生産者への国庫助成事業が制度変更により継続困難となったため解散 (H23.7.14) |
| 合 併 | (社)宮城県農業公社 (社)みやぎ原種苗センター (財)みやぎ農業担い手基金 | 多様化する農業ニーズへ対応するため、農畜産業支援をワンストップで提供できる組織の構築を目指し、(社)宮城県農業公社を存続団体として合併 (H24.3.30) |

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

県は、平成 23 年度指定の公社等 64 団体に対し、自立的経営の確立に向けて公社等が主体的に経営改善を進めていくため、公社等が自ら、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後の実績評価を行い、その結果報告に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価事業」を実施してきました。

また、第Ⅲ期計画では、経営改善が必要な公社等や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を県の指導を重点化する改善支援団体として指定し、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 3 人、中小企業診断士 1 人、経営士 1 人の計 5 人で構成）による調査審議の対象としました。平成 23 年度は、(財)翠生農学振興会及び(社)宮城県畜産協会の 2 団体について調査・審議を行い、経営評価委員会からいただいた各団体の経営改善に関する意見に基づき、県の所管部局（主務課）において指導・助言を行いました。

○ 経営評価委員会の意見

| | |
|------------|--|
| (財)翠生農学振興会 | 【団体の役割等】 宮城県の農水産業が置かれている現状を踏まえ、団体の担うべき社会的役割や団体としての存在意義・目的を検証し、今後の事業内容や団体のあり方（NPO 法人化や任意団体化も含めて）について検討すること。併せて団体の中・長期的な事業計画の策定を検討すること。 |
|------------|--|

| | |
|------------|---|
| | <p>【収入確保等】 団体の目的や方針を明確にした上で、その達成に向けた収入確保の方策を検討する必要がある。有価証券の運用益に依存することなく、団体活動の貢献度を高め、会費や寄付金等による収入を確保するとともに、その他の収入確保策についても検討するほか、資産運用に当たっては内部規定を定めること。</p> <p>【県の関わり等】 団体の事業実施状況、組織運営体制及び財務状況等を総合的に勘案するとともに、今後の団体のあり方について検証し、団体の取組に対し適切な指導・助言を行うこと。その上で、団体が事業を実施するに当たっては、現下の県内農水産業の抱える課題や県施策との関連性を踏まえた方向性を提示し、団体が県内農水産業の育成発展に貢献していけるよう指導すること。</p> |
| (社)宮城県畜産協会 | <p>【団体の役割等】 本県畜産業の振興に向けて、団体が担うべき使命や役割を明確にし、県との密接な連携の下、団体として行うべき事業を再構築すること。 事業の再構築に当たっては、地元大学や民間企業と連携した共同研究や共同事業の実施など、事業内容の拡充についても検討すること。 畜産農家への支援に当たっては、対象となる農家の経営実態を十分に把握した上で、計画的かつ効果的な支援に努め、その効果を計数化するなどして自らが評価できるシステムの導入を検討すること。</p> <p>【収入確保等】 団体の新たな収入源の確保に努め、団体の特色を活かした収益事業の立ち上げや事業収益の改善を図るなど、収入増加に向けた取組を実施すること。</p> <p>【県の関わり等】 本県畜産業の展望や将来像を数値目標など具体的に設定し、県の畜産振興策において団体に求める役割分担を明確に示すとともに、団体の事業実施状況を把握し、目標の達成度合いなどについて適切な指導・助言を行うこと。</p> |

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところですが、平成 23 年度の実績額は、22,607,654 千円で、東日本大震災の影響もあり、平成 22 年度実績対比で 233.3%，平成 23 年度計画対比で 183.2% となっています。

○ 県の財政的関与額

（単位：千円）

| | 平成 22 年度 実績 | 平成 23 年度 計画 | 平成 23 年度 実績 | H23 実績 ／H22 実績 | H23 実績 ／H23 計画 |
|-----|----------------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 委託金 | 7,321,773 | 8,475,052 | 8,813,192 | 120.4% | 104.0% |
| 補助金 | 2,172,141 | 3,689,638 | 13,615,020 | 626.8% | 369.0% |
| 負担金 | 198,509 | 176,306 | 179,442 | 90.4% | 101.8% |
| 合 計 | 9,692,423 | 12,340,996 | 22,607,654 | 233.3% | 183.2% |

（平成 23 年度公社等外郭団体 62 団体を集計）

3 委託の在り方の見直し

平成 18 年度から本格的に導入された指定管理者制度による公の施設の管理者募集は、「指定管理者制度運用指針（平成 20 年 7 月 9 日制定）」に基づき、原則として公募することとしています。平成 24 年 3 月 31 日現在では、公社等が指定管理者となっている 19 施設のうち、15 施設が公募によるものであり、非公募は 4 施設となっています。

また、平成 23 年度から太白荘、偕楽園、和風園が(社福)宮城県社会福祉協議会へ、乳児院が(社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会にそれぞれ移譲されています。

【参考：県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体】（平成 24 年 3 月 31 日現在）

| | 団体名 | 施設名称 |
|-----|--------------------|--|
| 公募 | (財)宮城県文化振興財団 | ○東京エレクトロンホール宮城（県民会館）* |
| | (社福)宮城県社会福祉協議会 | ○介護研修センター ○七ヶ森希望の家 ○船形コロニー ○援護寮 ○啓佑学園 ○第二啓佑学園 |
| | (財)みやぎ産業交流センター | ○みやぎ産業交流センター* |
| | (社)宮城県建設センター | ○仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォークに限る）（2 施設） ○加瀬沼公園 |
| | (財)宮城県スポーツ振興財団 | ○宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場を除く） ○宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く） ○宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る）（2 施設）* |
| | (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 | ○伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター |
| 非公募 | (公財)慶長遣欧使節船協会 | ○慶長使節船ミュージアム |
| | (社)宮城県農業公社 | ○岩出山牧場 |
| | (財)宮城県下水道公社 | ○仙塩流域下水道 |

* 共同企業体による管理

4 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

知事等が恒常に団体の代表者に就任する充て職は、経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、原則廃止することとしています。

平成 23 年度は、(財)宮城県体育協会、(財)石巻湾漁業振興基金、(財)仙台湾漁業振興基金の 3 団体で充て職を廃止しており、平成 24 年 3 月 31 日現在で代表者等への充て職を実施している団体は 5 団体となっています。

○ 代表者等への充て職を行っている団体（平成 24 年 3 月 31 日現在）

【理事等の互選により代表者に就任している団体】

- ・(財)東北自治研修所《理事長：総務部長》
- ・(公社)宮城県観光連盟《会長：知事》
- ・(株)仙台港貿易促進センター《会長：知事》
- ・(社)宮城県国際経済振興協会《理事長：知事》
- ・(財)宮城県水産公社《理事長：農林水産部長》

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）」に基づく平成 24 年 3 月 31 日現在の公社等への県職員の派遣状況は、前年度に比べ団体数で 2 団体減の 9 団体、派遣人数も 3 人減の 15 人となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

| | 平成 23 年 3 月 31 日 | 平成 24 年 3 月 31 日 | 増減 |
|------|------------------|------------------|-------|
| 団体数 | 11 团体 | 9 团体 | △2 团体 |
| 派遣人数 | 18 人 | 15 人 | △3 人 |

○ 団体名と派遣人数（平成 24 年 3 月 31 日現在）

| 団体名 | 人数 | 団体名 | 人数 |
|----------------|-----|--------------|-----|
| (財)東北自治研修所 | 1 人 | (社)宮城県林業公社 | 1 人 |
| (公財)慶長遣欧使節船協会 | 1 人 | (社)宮城県建設センター | 1 人 |
| (公財)みやぎ産業振興機構 | 4 人 | 仙台空港鉄道(株) | 1 人 |
| (社)宮城県国際経済振興協会 | 2 人 | (財)宮城県体育協会 | 3 人 |
| (社)宮城県農業公社 | 1 人 | | |

6 県退職者の再就職の適正化

県では、県退職者の再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に、平成 15 年に「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表しています。

平成 23 年度に知事部局を本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職した職員の平成 24 年 6 月 30 日までの再就職状況については、平成 24 年 7 月 20 日に公表しましたが、公社等への再就職者は 34 人で、うち常勤役員 11 人、常勤職員 22 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

7 新公益法人制度等による見直しへの支援

平成 20 年 12 月の新公益法人制度施行に伴い、従来の公益法人については、平成 25 年 11 月末までに内閣府又は県に申請の上、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けるか、若しくは一般社団法人又は一般財団法人の認可を受けることが必要となっており、対象となる 41 団体中、平成 24 年 3 月 31 日現在で 5 団体が新法人制度への移行を終えています。

○ 公益法人又は一般法人への移行手続きが終了した団体（平成 24 年 3 月 31 日現在）

| 移行後の形態 | 団体名 |
|--------|------------------------------------|
| 公益財団法人 | 慶長遣欧使節船協会、みやぎ産業振興機構、宮城県暴力団追放推進センター |
| 公益社団法人 | 宮城県観光連盟 |
| 一般財団法人 | 宮城県建築住宅センター |

III 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

公社等は、平成 23 年度の経営状況について団体改革計画表に基づく自己評価を行い、改善支援団体に分類された公社等にあっては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました（各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「V 改善支援団体の取組状況」を参照）。

(1) 経営自己評価の概要

- ① 経営改善の目標の達成に向け、計画どおりに取り組んでいるか。

| 計画どおり | ほぼ計画どおり | 更なる努力が必要 |
|---------------|---------------|---------------|
| 15 団体 (24.2%) | 36 団体 (58.1%) | 11 団体 (17.7%) |

- ② 平成 23 年度決算において、財務状況は前期と比較して改善しているか。

| 改善 | 変化なし | 悪化 |
|---------------|---------------|---------------|
| 23 団体 (37.1%) | 25 団体 (40.3%) | 14 团体 (22.6%) |

- ③ 総合的に判断し、経営状況は前期と比較して良くなっているか。

| 良化 | 横ばい | 悪化 |
|---------------|---------------|--------------|
| 19 団体 (30.7%) | 34 団体 (54.8%) | 9 団体 (14.5%) |

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

平成 23 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は、平成 22 年度決算における 25 団体より 9 団体増加し、34 団体となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は、平成 22 年度決算における 34 団体より 9 団体減少し、25 団体となっています。

| △ | 当期正味財産の増又は 当期利益を計上している団体 | | 当期正味財産の減又は 当期損失を計上している団体 | |
|----------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|------------|
| | 団体数 | 金額 | 団体数 | 金額 |
| 平成 23 年度 | 34 团体 | 7,604 百万円 | 25 团体 | 5,198 百万円 |
| 平成 22 年度 | 25 团体 | 1,874 百万円 | 34 团体 | 10,829 百万円 |

※ 当期利益が 0 円の団体（1 団体）及び正味財産計算書を作成していない団体（2 団体）を除いて集計。

2 経営基盤の確立

(1) 新公益法人制度への対応

特例民法法人においては、新公益法人制度における公社等の在り方の検討と着実な移行作業の推進に努めることとしています。

| 公益法人へ移行（又 は予定） | 一般法人へ移行（又 は予定） | 移行申請を行わない | 未定 |
|-------------------|-------------------|-----------|------|
| 24 团体 | 11 团体 | 2 团体 | 4 团体 |

(2) 役職員数及び報酬・給与の適正化

平成 24 年 3 月 31 日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は 92 人となっており、そのうち県から

の派遣職員は1人、県退職者は62人となっています。

また、常勤職員数は1,378人となっており、そのうち県からの派遣職員は14人、県退職者は108人となっています。

① 常勤役員数

| 平成23年3月31日現在 | | | 平成24年3月31日現在 | | |
|--------------|-----|------|--------------|-----|------|
| 総 数 | 県職員 | 県退職者 | 総 数 | 県職員 | 県退職者 |
| 92人 | 2人 | 61人 | 92人 | 1人 | 62人 |

② 常勤職員数

| 平成23年3月31日現在 | | | 平成24年3月31日現在 | | |
|--------------|-----|------|--------------|-----|------|
| 総 数 | 県職員 | 県退職者 | 総 数 | 県職員 | 県退職者 |
| 1,386人 | 16人 | 101人 | 1,378人 | 14人 | 108人 |

なお、県の出資割合が25%以上の団体にあっては、常勤役員の平均給与額を団体改革計画表に記載しています（「VI 平成23年度公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」を参照）。

(3) 事務事業の見直し等

各団体は、経営基盤の確立に向け、事務事業の見直し等に取り組むこととしています。それとの取組内容等については団体改革計画表に記載しています（「VI 平成23年度公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めていますが、登用の状況は次のとおりです。

| 登用済み | 検討中 | 予定なし |
|------|-----|------|
| 39団体 | 8団体 | 15団体 |

(2) 監事・監査役への適任者の選任

監事・監査役の選任にあたっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めていますが、選任の状況は次のとおりです。

| 選任済み | 検討中 | 予定なし |
|------|------|------|
| 31団体 | 10団体 | 19団体 |

(3) 経営評価体制の整備

団体独自の経営評価を行う体制をとっているか否かについては、次のとおりです。

| 整備済み | 検討中 | 予定なし |
|------|------|------|
| 29団体 | 18団体 | 15団体 |

4 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネット等を活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めていますが、平成24年3月31日現在の公開の状況は次のとおりです。

| 実施済み | 検討中 | 予定なし |
|------|-----|------|
| 51団体 | 9団体 | 2団体 |

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上、かつ、団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センター・コーナーで閲覧することができます。

5 統廃合等の計画的な実施

平成23年度は、(社)宮城県畜産物価格安定基金協会及び仙台港流通ターミナル(株)の廃止が決定したほか、(社)宮城県農業公社を存続団体として(財)みやぎ農業担い手基金及び(社)みやぎ原種苗センターの3団体による合併が行われました。

また、(財)宮城県文化財保護協会の平成24年度中の廃止が決定しています。

IV 第Ⅲ期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

平成23年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、平成24年8月6日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

平成23年度の公社等外郭団体総合調整委員会では下記の付議事項について審議を行いました。

| 付議事項 | 団体名等 | 日付 |
|-----------------------|--|-----------|
| 公社等への出資の適否について | 仙台空港ビル(株) | H23. 5.18 |
| 平成23年度公社等外郭団体の指定について* | (財)東北自治研修所ほか63団体 | H23. 5.24 |
| 公社等の解散の適否について | (社)宮城県畜産物価格安定基金協会 | H23. 7.11 |
| 公社等の解散の適否について | 仙台港流通ターミナル(株) | H23.11.14 |
| 公社等の合併の適否について | (社)宮城県農業公社 (財)みやぎ農業担い手基金 (社)みやぎ原種苗センター | H24. 1.10 |
| 公社等の定款の重要な変更について | | |
| 公社等外郭団体への出資の適否について | (社)宮城県農業公社 | H24. 1.30 |
| 公社等外郭団体への県職員派遣の適否について | (財)東北自治研修所ほか7団体 | |
| 平成24年度公社等外郭団体の指定について | (財)東北自治研修所ほか59団体 | H24. 3.26 |

* 平成22年3月に審議予定であったが東日本大震災の影響により5月に審議実施。

3 公社等の自己管理等

公社等は、自ら設定した経営改善目標の達成に向けて実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を踏まえた今後の取組計画について団体改革計画表を作成し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。

また、改善支援団体にあっては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 公表について

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/>)】

参考 公社等外郭団体一覧【平成 23 年度指定 64 団体】 (H23. 4. 1 現在)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|------|--------|------|------|-------|------|-------|------|-------|--------|------|------|-------|
| <p>1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの（46 団体）</p> <p>宮城県土地開発公社 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 財団法人宮城県環境事業公社 財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 財団法人宮城県腎臓協会 財団法人みやぎ産業振興機構 ^{※1} 株式会社テクノプラザみやぎ 宮城県信用保証協会 仙台港流通ターミナル株式会社 ^{※4} 財団法人宮城県国際交流協会 財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 宮城県漁業信用基金協会 社団法人宮城県農業公社 財団法人みやぎ農業担い手基金 ^{※3} 財団法人翠生農学振興会 社団法人みやぎ原種苗センター ^{※3} 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 社団法人宮城県畜産協会 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会 ^{※4} 財団法人みやぎ林業活性化基金 社団法人宮城県林業公社 社団法人宮城県漁業無線公社 社団法人宮城県建設センター 財団法人みやぎ建設総合センター 宮城県道路公社 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団 財団法人宮城県フェリー埠頭公社 財団法人石巻湾漁業振興基金 財団法人仙台湾漁業振興基金 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 仙台空港ビル株式会社 仙台エアカーゴターミナル株式会社 財団法人宮城県下水道公社 宮城県住宅供給公社 一般財団法人宮城県建築住宅センター 財団法人宮城県スポーツ振興財団 財団法人宮城県体育協会 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター</p> | <p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの（13 团体）</p> <p>財団法人東北自治研修所 社団法人宮城県危険物安全協会連合会 財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 財団法人宮城県地域医療情報センター 社団法人宮城県計量協会 宮城県商工会連合会 社団法人宮城県トラック協会 宮城県職業能力開発協会 社団法人宮城県観光連盟 ^{※2} 社団法人宮城県国際経済振興協会 宮城県農業会議 財団法人宮城県水産公社 社団法人宮城県交通安全協会</p> <p>(3) 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの（1 团体）</p> <p>財団法人宮城県文化財保護協会</p> <p>(4) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの（4 団体）</p> <p>株式会社インテリジェント・コスモス研究機構 宮城県農業信用基金協会 社団法人宮城県物産振興協会 宮城県土地改良事業団体連合会</p> <p>《対象 64 団体》</p> <table> <tbody> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>2 团体</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>財団法人</td> <td>23 团体</td> </tr> <tr> <td>社団法人</td> <td>16 团体</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>10 团体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>11 团体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 23 年 11 月公益財団法人に移行 ※2 平成 24 年 1 月公益社団法人に移行 ※3 平成 24 年 3 月 31 日農業公社と合併 ※4 平成 23 年度中に解散</p> | 公益財団法人 | 2 团体 | 一般財団法人 | 1 团体 | 財団法人 | 23 团体 | 社団法人 | 16 团体 | 特殊法人 | 10 团体 | 社会福祉法人 | 1 团体 | 株式会社 | 11 团体 |
| 公益財団法人 | 2 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財団法人 | 1 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 財団法人 | 23 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 社団法人 | 16 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人 | 10 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 | 1 团体 | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社 | 11 团体 | | | | | | | | | | | | | | |